

追浜行政センターほか電力供給（長期継続契約）仕様書

1 概要

- (1) 件名 追浜行政センターほか電力供給（長期継続契約）
- (2) 需要場所 横須賀市夏島町9番地ほか18か所（別紙1のとおり）
- (3) 業種及び用途 市役所支所、地域コミュニティ施設等
- (4) 契約種別 業務用電力

2 仕様

(1) 供給電気方式等

- ア 供給電気方式 交流3相3線式
- イ 供給電圧（標準電圧） 6,600V
- ウ 計量電圧（標準電圧） 6,600V
- エ 標準周波数 50Hz
- オ 受電方式 1回線受電
- カ 蓄熱式負荷設備の有無 無
- キ 非常用発電設備等 別紙1のとおり

(2) 予定契約電力、予定使用電力量等

別紙1のとおり。

※各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

※月別の予定使用電力量は別紙2のとおり。

※過去2年間の実績は別紙3のとおり。

(3) 契約期間

契約締結の日から令和5年2月28日までとする。なお、電力供給期間は次のとおりとする。

令和3年3月1日0:00から令和5年2月28日24:00まで

(4) 電力量等の計量

- ア 自動検針装置 有
- イ 電力会社の検針方法 遠隔自動検針
- ウ 電力量計構成 電力需給用複合計器（通信機能付き）

※現時点で衣笠行政センターは出向検針であるが、供給開始前に遠隔自動検針に変更する予定。

(5) 需給地点（電気工作物の財産分界点及び保安上の責任分界点）

別紙1のとおり。

(6) 電気料金の算定方法

ア 電気料金は前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間の契約電力、使用電力量等により算定するものとする。なお、電力供給開始時及び終了時はこれによらず、実際の期間で算定をすること。

イ 電気料金は基本料金、電力量料金及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金（以下「再生可能エネルギー発電促進賦課金」という。）を合算した額とする。

(ア) 基本料金

基本料金単価、契約電力及び力率から以下に従い算出する。

$$\cdot \text{基本料金} = \text{基本料金単価} \times \text{契約電力} \times (1.85 - \text{力率} / 100)$$

(イ) 電力量料金

電力量料金単価、使用電力量から以下に従い算出する。

$$\cdot \text{電力量料金} = \text{「夏季」または「その他季」電力量料金単価} \times \text{使用電力量} \pm \text{燃料費調整額}$$

* 夏季電力量料金

7月1日から9月30日までの1月における使用電力量1kWh当たりの単価（1銭単位）

* その他季電力量料金

夏季以外の月の1月における使用電力量1kWh当たりの単価（1銭単位）

* 燃料費調整額

関東管内の「旧一般電気事業者」に相当する者が定める標準供給条件（電気需給約款）の燃料費調整単価から以下に従い算出する。

$$\cdot \text{燃料費調整額} = \text{使用電力量} \times (\pm \text{燃料費調整単価})$$

(ウ) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

関東管内の「旧一般電気事業者」に相当する者が定める標準供給条件（電気需給約款）による。

（令和2年5月分から令和3年4月分までは2.98円/kWh）

ウ 料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

(ア) 契約電力及び最大需要電力の単位は1kWとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

(イ) 使用電力量の単位は1kWhとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

(ウ) 力率の単位は1%とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

(エ) 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

(オ) 消費税額（地方消費税額を含む）の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

(7) 電気料金の請求

ア 料金の請求は月毎、施設毎に行い、請求額は2-(6)に基づき各種の調整加減算を行った後、税込金額を算出する。

イ 請求書は施設毎に紙で発行し、別紙1の請求先に郵送する。なお、請求書には請求内容の内訳（電力種別、最大需要電力、契約電力、使用電力量、単価、料金、力率等）を記載すること。

(8) 使用廃止に伴う料金の精算等

ア 需要場所の一部について、電力使用を廃止する場合は、関東管内の「旧一般電気事業者」に相当する者が定める標準供給条件（電気需給約款）により精算する。

イ 契約の終了は精算した需要場所のみとし、他の需要場所についてはこの契約を変更することなく履行する。

(9) 消費税率が変更となった場合の請求金額

ア 契約期間内に消費税法（昭和63年12月30日法律第108号）並びに地方税法（昭和25年7月31日法律226号）の改正による消費税率の変更があった場合における請求金額は、新たな消費税法による消費税率に基づき次の算定方法により算出する。

	料金項目	算定方法
(ア)	基本料金	基本料金単価×契約電力×(1.85-力率/100)×1XX/110
(イ)	電力量料金	「夏季」または「その他季」電力量料金単価×使用電力量× 1XX/110±燃料費調整額 *燃料費調整額=使用電力量×(±燃料費調整単価)
(ウ)	再生可能エネルギー 発電促進賦課金	再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用電力量

* Xは改正後の消費税率（地方消費税率を含む）

* 燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金は、2-(6)-イ(イ)及び(ウ)による。

* 端数処理は、2-(6)-ウのとおり。

イ 関東管内の「旧一般電気事業者」に相当する者が定める標準供給条件（電気需給約款）の燃料調整費単価の算定方法について変更があった場合は、前項の算定方法によらない場合がある。

(10) その他

ア 力率の実績は別紙3のとおり。契約期間中は追浜行政センターは99%、その他の施設は100%となる予定。

イ フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特にない。

ウ 契約期間中に電力に関係する工事の予定は別紙1のとおりで、電力の契約に影響するものはない。

エ 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整及び再生可能エネルギー発電促進賦課金については、関東管内の「旧一般電気事業者」に相当する者が定める標準供給条件（電気需給約款）によるものとする。

オ 入札金額の算定に当たっては、力率について追浜行政センターは99%、その他施設は100%とし、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は含まないものとする。

カ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、別紙入札金額積算内訳書により算出した入札金額（税抜）を入札書に記載すること。
なお、契約の締結は単価契約により行う。

ク 本入札は契約期間中の電力供給単価を競争により決定するものであるため、関東管内の「旧一般電気事業者」に相当する者が単価を改定した場合も、単価改定は行わない。

ケ 施設毎の内訳（電力種別、最大需要電力、契約電力、使用電力量、単価、料金、力率等）を別紙1の施設名称順に整列したひとつの電子データ（エクセルやCSV形式等のファイル）にし、毎月の請求単位で大津行政センターに提出すること。ただし、セキュリティが管理されているウェブページにおいて、契約者毎にIDやパスワードを付与し、他の者が見ることができない形で電子ファイルを閲覧できる場合は提出に代えることができる。その他の詳細は別途協議のうえ決めるものとする。

コ 契約先変更の手続きに必要な供給地点特定番号、現在の供給者との契約番号（コード）、現在の供給者との契約名義及び現在の供給者については、落札者に開示する。

また、落札者から変更の手続きに係るその他必要書類について提出依頼があった場合は、別途対応する。

サ この仕様書にない事項は、横須賀市の指定する電力供給契約約款（以下、「電力供給契約約款」という。）の定めるところによるものとする。

シ この仕様書及び電力供給契約約款に定めのない供給条件については、関東管内の「旧一般電気事業者」に相当する者が定める標準供給条件（電気需給約款）等により横須賀市と落札者で協議するものとする。

3 連絡先

横須賀市 市民部 大津行政センター 電話 046-836-3531

【別紙1】需要場所及び予定契約電力・契約期間予定使用電力量

NO	施設名称	需要場所 (いずれも横須賀市)	地区番号	予定契約 電力(kW) (H30.9~R2.8平 均)	契約期間 予定契約 電力合計 (kW)	契約期間 予定使用 電力量 (kWh)	需給 地点 (※)	非常用 発電設備 容量(kW)	電気自動車 給電設備 容量(kW)	太陽光 発電設備 容量(kW)	予定工事等	請求先	
												名称	所在地
1	追浜行政センター	夏島町9番地	26(計量日:25)	127	3,048	476,200	①	96	5	無	-	追浜行政センター	夏島町9番地
2	追浜行政センター分館	夏島町7番地	26(計量日:25)	45	1,080	224,800	②	無	無	無	-		
3	田浦行政センター	船越町6丁目77番地	24(計量日:23)	68	1,632	353,600	①	64	5	無	-	田浦行政センター	船越町6丁目77番地
4	長浦コミュニティセンター	長浦町2丁目45番地	23(計量日:22)	48	1,152	177,800	③	無	無	無	-		
5	逸見行政センター	東逸見町2丁目29番地	22(計量日:20)	58	1,392	166,000	①	40	無	無	-	逸見行政センター	東逸見町2丁目29番地
6	坂本コミュニティセンター	坂本町2丁目26番地	18(計量日:17)	29	696	95,600	①	無	無	無	-	地域コミュニティ 支援課	小川町11番地
7	安浦コミュニティセンター	安浦町2丁目33番地	12(計量日:11)	40	960	97,200	③	無	無	無	-		
8	三春コミュニティセンター	三春町2丁目12番地	15(計量日:13)	51	1,224	236,600	②	無	無	11.42	-		
9	衣笠行政センター	公郷町2丁目11番地	11(計量日:10)	90	2,160	385,200	②	44	5	無	-	衣笠行政センター	公郷町2丁目11番地
10	池上コミュニティセンター	池上4丁目6番1号	03(計量日:02)	83	1,992	395,800	①	28	無	無	-		
11	大津行政センター	大津町3丁目34番40号	18(計量日:17)	32	768	176,800	①	40	5	0.12 (街路灯用)	-	大津行政センター	大津町3丁目34番40号
12	浦賀行政センター	浦賀5丁目1番2号	24(計量日:23)	94	2,256	313,600	①	40	5	無	-	浦賀行政センター	浦賀5丁目1番2号
13	鴨居コミュニティセンター	鴨居3丁目11番12号	22(計量日:20)	42	1,008	151,400	①	無	無	無	受変電設備更新 (未定)		
14	浦賀コミュニティセンター分館	浦賀7丁目2番1号	24(計量日:23)	30	720	88,200	①	無	無	無	受変電設備更新 (未定)		
15	久里浜行政センター	久里浜6丁目14番2号	25(計量日:24)	77	1,848	378,400	①	40	5	無	集会室照明改修 (R3年1月~3月)	久里浜行政センター	久里浜6丁目14番2号
16	北下浦行政センター	長沢2丁目7番7号	16(計量日:15)	44	1,056	234,000	①	80	5	無	-	北下浦行政センター	長沢2丁目7番7号
17	西行政センター	長坂1丁目2番2号	01(計量日:02)	237	5,688	720,200	①	150	5	無	集会室空調改修 (R3年9月~R4年4月)	西行政センター	長坂1丁目2番2号
18	長井コミュニティセンター	長井5丁目16番5号	04(計量日:03)	21	504	47,800	①	無	無	無	-		
19	武山コミュニティセンター	武3丁目5番1号	09(計量日:08)	111	2,664	397,800	①	24	無	無	-		
合計					31,848	5,117,000							

※需給地点の種別

- ①横須賀市の施設した第1号柱上の開閉器電源側と東京電力パワーグリッド株式会社の架空引込み線との接続点
- ②東京電力パワーグリッド株式会社の供給用配電箱における東京電力パワーグリッド株式会社の母線と横須賀市の地路しゃ断装置(UGS)の電源側接続点
- ③東京電力パワーグリッド株式会社の供給用配電箱における東京電力パワーグリッド株式会社の母線と横須賀市の断路器電源側接続点

【別紙2】月別予定使用電力量(契約期間)

単位：kWh

番号	施設名	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	契約期間 合計 (年計×2)	夏季	その他季
1	追浜行政センター	17,400	16,800	13,100	17,600	20,700	30,600	24,100	18,100	14,300	20,200	21,500	23,700	476,200	150,800	325,400
2	追浜行政センター分館	8,200	7,500	5,200	9,000	9,400	13,700	12,600	7,700	6,300	9,800	11,200	11,800	224,800	71,400	153,400
3	田浦行政センター	11,600	12,100	9,000	15,500	18,100	20,500	20,800	16,000	13,400	13,400	12,400	14,000	353,600	118,800	234,800
4	長浦コミュニティセンター	7,000	6,300	5,700	5,900	6,000	10,300	9,200	6,600	6,400	7,800	8,000	9,700	177,800	51,000	126,800
5	逸見行政センター	8,000	6,800	4,200	4,700	5,300	8,200	8,000	5,200	4,600	7,700	9,300	11,000	166,000	43,000	123,000
6	坂本コミュニティセンター	3,900	3,900	3,600	4,000	3,300	4,200	4,600	3,900	3,900	4,200	3,800	4,500	95,600	24,200	71,400
7	安浦コミュニティセンター	4,200	3,900	2,900	3,500	2,700	5,600	6,100	4,000	3,000	3,100	4,100	5,500	97,200	28,800	68,400
8	三春コミュニティセンター	10,200	9,100	5,700	8,100	9,700	12,900	13,800	10,100	6,600	9,100	10,500	12,500	236,600	72,800	163,800
9	衣笠行政センター	15,300	15,300	12,700	14,700	14,600	19,400	21,900	18,000	14,400	13,800	14,700	17,800	385,200	111,800	273,400
10	池上コミュニティセンター	12,300	12,700	11,500	15,600	21,200	22,600	25,200	22,200	17,300	11,800	12,100	13,400	395,800	138,000	257,800
11	大津行政センター	7,100	7,300	6,000	6,800	7,000	8,700	9,100	7,100	6,300	7,200	7,400	8,400	176,800	49,600	127,200
12	浦賀行政センター	12,500	12,500	8,500	11,500	12,700	18,300	15,600	11,600	9,600	12,600	13,900	17,500	313,600	93,200	220,400
13	鴨居コミュニティセンター	7,100	5,700	4,000	4,200	4,400	8,600	8,500	4,900	4,200	6,400	8,000	9,700	151,400	43,000	108,400
14	浦賀コミュニティセンター分館	2,600	2,700	2,500	2,600	5,900	8,200	5,300	2,500	2,500	2,800	2,900	3,600	88,200	38,800	49,400
15	久里浜行政センター	13,800	14,900	11,400	16,700	17,200	20,300	19,200	16,400	12,800	14,700	14,700	17,100	378,400	113,400	265,000
16	北下浦行政センター	9,500	9,600	8,400	10,300	9,400	10,500	10,900	9,900	8,900	9,400	9,300	10,900	234,000	61,600	172,400
17	西行政センター	31,800	31,600	21,400	22,100	27,400	34,900	47,000	38,500	24,300	18,000	29,400	33,700	720,200	218,600	501,600
18	長井コミュニティセンター	2,100	2,000	1,700	1,600	1,600	2,000	2,900	2,000	1,900	1,800	2,000	2,300	47,800	13,000	34,800
19	武山コミュニティセンター	17,000	13,500	10,500	13,200	12,900	22,600	29,500	19,100	10,600	12,200	16,300	21,500	397,800	130,000	267,800
	契約期間合計(19施設計×2)	403,200	388,400	296,000	375,200	419,000	564,200	588,600	447,600	342,600	372,000	423,000	497,200	5,117,000	1,571,800	3,545,200

- ※1 各月の予定使用電力量は、平成30年9月から令和2年8月までの該当月の平均値(100円未満四捨五入。以下同じ)。ただし、令和2年4月から6月まで新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的として施設の利用制限を実施したことにより電力使用量が極端に少なかったため、当該月の予定使用電力量は平成31年及び令和元年の実績値としている。
- ※2 安浦コミュニティセンターは令和元年に実施した空調設備・照明機器の改修により令和2年1月以降の電力使用量が大きく減少し今後も継続することが見込まれるため、上記※1にかかわらず3・7・8・1・2月は令和2年の実績値とし、4～6月は平成31年及び令和元年の実績値の7割、9～12月は平成30年の実績値の7割と見込んで積算している。
- ※3 池上コミュニティセンター及び浦賀コミュニティセンター分館は、併設している施設の使用制限の影響でそれぞれ令和2年7月及び7・8月の電力使用量が極端に少なかったため、当該月の使用予定電力量は令和元年の実績値としている。
- ※4 夏季とは7月1日から9月30日までの期間、その他季とは4月1日から6月30日までの期間および10月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。ただし、予定使用電力量の基礎とする実績使用量のうち、7月分及び10月分の使用期間には夏季、その他季の両方が含まれるものがあるが、それぞれ夏季、その他季の実績とみなして積算している。

